

生徒心得

(1) 時程

登校時間 8:20

下校時間 17:05

ただし居残り活動の場合は18:30完全下校とする。
その際、顧問と生徒部の許可を必要とする。

(2) 一般的事項

- ① 挨拶はすべての始まり。
・「おはよう」「こんにちは」「さようなら」等進んで挨拶をする。
- ② 遅刻及び無断欠席・早退をしないこと。
- ③ 授業時間と休み時間の切り替え、チャイム着席、5分前行動の励行を心がけること。
- ④ 登校から下校の間は、原則として外出を認めない。やむを得ず外出しなくてはならない場合には、担任に申し出ること。
- ⑤ 遺失物・拾得物があったときは、生徒部に届け出ること。
- ⑥ ガラスなど学校の施設、備品を破損した場合にはただちに生徒部に届け出ること。
原則的には、弁済することになる。
- ⑦ 校内での掲示は、生徒部、生徒会の許可を得て所定の場所に行うことができる。ただし、基本的人権を損なうもの、営利を目的とするもの、著し

く風紀を乱すものは許可されない。

- ⑧ 住所等の変更があった場合には、ただちに担任に届けること。

(3) 文武両道を目指す。

勉強だけでなく、特別活動や行事にも積極的に取り組み。

- (4) 高校生としてふさわしい清潔で質素な、調和のとれたみだしなみに心がける。

- ① 服装 校服を着用する。
② 頭髪 染色・脱色等はしない。また、パーマ等、髪に手を加えないこと。
③ 装身具 ピアス・イヤリング等の装身具を身に付けないこと。化粧・マニキュア・装飾品については学校生活に不必要である。
④ 履き物 2足制。校内では、所定の上履きを着用すること。

- (5) 交通ルールを守り、交通安全に気を付ける。

- ① 自転車による通学は許可制になっている。生徒部に自転車登録用紙を提出すること。
② 自転車は指定された場所にきちんと置くこと。
③ 学校の近隣や駅前には自転車を放置しないこと。
④ 学校の周辺は道路が狭く、交通量も多いので、十分に注意すること。
⑤ 傘さし運転は禁止とする。雨天時は必ずレイン

コートを着用すること。

- (6) 原動機付き自転車を含むオートバイ・自動車による登下校は禁止。

- ① 登下校以外でも校服で乗らないこと。
② 他校などとの試合やその応援に行くときにも乗らないこと。

- ③ 私服でも学校や校門の近くに乗り付けないこと。
(7) アルバイトは原則として禁止。

ただし、経済的理由等で家庭からの届け出により学校が承認した場合を除く。

- (8) 飲酒、喫煙、暴力行為、暴言、窃盗、器物破損等は絶対禁止。

(9) 貴重品の管理について

- ① 必要以上の現金や高価なものを学校に持つてこないこと。万が一持ってきた時は、必ず担任に預ける。
② 教室を離れる時は、貴重品をバッグや校服のポケットなどに入れて放置せず、身につけたり、ロッカーに入れて鍵をかけるなど自己管理をきちんとすること。

(10) 機械警備について

【平日について】

早朝練習または緊急の用事等で7：30～18：30以外の時間に登校した場合は、担当教員に機械警備の解除を確認した上で、校舎内に入ること。

【休日について】

担当教員に機械警備の解除を確認した上で、校舎内に入ること。

※体育棟に行く際は、渡り廊下の途中に『機械警備中』の表示がない事を確認してから中に入ること。

(1) 出欠席に関する規程

①欠席・遅刻・早退・欠課

- (1) 生徒が、やむを得ない理由で、欠席・遅刻・早退をする場合は、原則として保護者から、事前にホームルーム担任まで連絡する。
- (2) 一日のすべての授業（総合的な学習の時間、ホームルームを含む。以下同じ。）を、欠課となっている場合には、当該日は欠席とする。
- (3) 一日の最初の授業に遅刻または欠課した場合、当該日について遅刻とする。
- (4) 一日の最後の授業を欠課または早退した場合、当該日について早退とする。
- (5) 授業の開始時刻から15分を超えて遅刻をした場合には、欠課とする。
- (6) 授業の終了時刻から15分以内に、早退した場合には、欠課とする。
- (7) 交通機関の不通または荒天等やむを得ない理由による欠席、遅刻、早退、欠課については、別に定める規程により、出席扱いとする場合がある。

②出席停止

- (1) 校長は、生徒が学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症にかかった場合、出席停止とする。出席停止の期間は、同規則第19条の定める基準にしたがい、登校に支障がないと医師が認めるまでの期間とする。
 - (2) 出席停止になっていた生徒が、登校に支障がないと医師によって認められた場合は、生徒は、その旨を証する書類を、担任を通じて校長に提出する。
 - (3) 出席停止の期間については、当該生徒の出席すべき日数から除き、また、その期間中の欠席、遅刻・早退、欠課は、それぞれ欠席日数、遅刻回数、早退回数、欠課時数に加えない。
 - (4) 生徒が、出席停止のため定期考査等が受けられなかった場合は、それに代わる措置を行う等、成績評価のうえで不利にならないように配慮する。
- ##### ③忌引
- (1) 生徒が、忌引により、欠席・早退、遅刻等をする場合には、保護者から担任を通じて校長に、忌引届を提出するものとする。
 - (2) 忌引の期間は、原則として次の通りとする。
なお、事情により移動日数を加算することができ。

- ③ 就職・進学の出願のため、期日が指定された健康診断を受診する場合
- (3) 保健関係

- ① 定期健康診断二次検診を受診する場合
- ② その他、定期健康診断に関する検診を受診する場合
- (4) その他、校長が認めた場合

○ 公欠の手続きについて

- (1) 「公欠届」(教務提出用・授業担当者提出用)に必要事項を記入する。(ポータルペン等で記入。)
- (2) 部活動顧問、ホームルーム担任など直接関係する教員に、確認・押印してもらう。
- (3) 教務部に「公欠届」(教務提出用)を提出し、「公欠連絡票」(授業担当者提出用)に承認の印を押してもらう。
- (4) 公欠となる各教科の担当の教員およびホームルーム担任に「公欠連絡票」(授業担当者提出用)を提出する。

(12) その他(マナーに関すること)

- ① 授業時や集会時、話をよく聞く態度を身に付けること。私語をしないことなど、集団と自己のあり方についての心配りを身につける。
- ② 校舎内やその周辺の清掃はクラス単位で分担して行う。ビン、校外から持ちこんだカン、ペットボトルは校外へ持ち帰ること。燃えるゴミ、燃や

- ① 父母7日以内
- ② 兄弟姉妹5日以内
- ③ 祖父母3日以内
- ④ その他の親族1日
- (3) 忌引の場合にも、出欠席の扱い及び定期考査については、本規程②の(3)、(4)を準用する。

④公欠

生徒が次に掲げる理由により授業等に出席できない場合には「公欠」とし、当該授業に出席したものととして扱う。生徒が、公欠をする場合には、所定の公欠届に必要事項を記入し、関係教員および教務部の確認を受けたうえで、公欠願をホームルーム担任および授業担当者に提出するものとする。

- (1) 部活動関係
 - ① 高体連・高野連・高文連の総会、代表者会へ出席する場合
 - ② 高体連・高野連・高文連の主催する試合・コンクール等へ参加する場合
 - ③ 上記②に準ずる試合・コンクール等へ参加する場合
- (2) 進路関係
 - ① 就職について、願書の提出または入社試験を受ける場合
 - ② 進学について、入学試験を受験する場合

さないゴミを分別して捨て、美化に努めること。

③ 携帯電話について

- ・ TPO (時・場所・場合) に応じた使用の仕方を学ぶこと。
- ・ 授業中は使用しないこと。
- ・ 廊下や階段での歩きながらの使用や公共の場での使用、また、大きな声での電話などモラルに欠ける行動はしないこと。
- ・ 学校で充電しないこと。

服装について

(1) 校服

① 登下校時、その他教育活動の際は学校指定の校服を着用すること。

② 校服内容

(男子)

上着 エバーグリーン・ブレザー・3つボタン・所定のバッジを付けること
ズボン グレー地緑ライン・ツータック
シャツ 白無地のワイシャツ、または白・紺無地のポロシャツ

ニットベスト 紺 学校指定のもの

カーディガン 紺・グレー 学校指定のもの

ネクタイ 学校指定のもの

(女子)

上着 エバーグリーン・ブレザー・3つボタン・所定のバッジを付けること

スカート 黄色地・プリーツ16本

シャツ 白無地のワイシャツ、または白無地のブラウス、または白・紺無地のポロシャツ

ニットベスト 紺 学校指定のもの

カーディガン 紺・グレー 学校指定のもの

リボン 学校指定のもの

<夏の服装> 6月1日～9月30日

ア 上着を脱いだ型とする。指定のカーディガン・

ベストを着用してもよい。
イ 男子のネクタイ、女子のリボンは式典などを除き、着脱自由とする。
ウ ポロシャツに関しては、無地の白、紺のみ着用可とする。柄は胸元にワンポイントのみ許容とする。

＜冬の服装＞ 10月1日～5月31日
校内においてベスト・カーデイガンで過ごすことはよい。
ただし、職員室等に入室する際にはブレザーを着用すること。

ア ソックス、ストッキングは華美にならないよう留意する。

イ 防寒具は華美にならないように留意する。
ウ ベスト・カーデイガンに関してはベストの色は紺、カーデイガンの色は紺・灰の学校指定のものとする。市販のものを着用することはできない。シーズンの分け方はおおよその目安であり、気候等によって着用期間を変えらることもある。

(2) 履き物

- ① 上履きは学校指定のサンダルを用いること。色は年次色とする。
- ② 体育館専用靴は学校で指定したものを着用すること。
- ③ 校庭で使用する靴は特に学校で指定はしない。
- ④ 登下校時は革靴など本校生徒としてふさわしい靴を履くこと。